

資 料 提 供	
平成20年5月22日	
担当課 (担当者)	財 政 課 (野 川)
電話(内線)	7 0 4 3

## 平成20年5月定例県議会付議案

議案第 1号 平成20年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算

議案第 3号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

議案第 4号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

議案第 5号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

議案第 6号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 7号 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の設定について(くらしの安心推進課)

県民が犯罪に脅えることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、防犯施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪のないまちづくりを行うための基本的事項を定めるものである。

(基本理念)

- ・日常生活において自らの安全(犯罪に対するものとする。)は自らが守るという意識の下に行われる、県民一人一人の自主的な取組を基本として推進されなければならない。
- ・県民等が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。
- ・県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下で推進されなければならない。
- ・犯罪被害者等の権利利益の保護が図られるよう推進されなければならない。

(推進計画)

知事は、県が防犯施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定めるものとする。

(鳥取県犯罪のないまちづくり協議会)

推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会を設置する。

[公布施行]

議案第 8号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について(給与室)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症に対する体制整備の一環として職員の特殊勤務手当の支給対象業務を見直すため、所要の改正を行うものである。

(概要)

「新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務に従事したとき」を、防疫等業務手当の支給対象に加える。(支給額：日額300円)

[公布施行]

議案第 9号 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について（給与室）

職務の性質及び実態にかんがみ、鳥取県男女共同参画推進員の報酬を改めるため、所要の改正を行うものである。

（概要）現行 月額122,000円 改正後 日額20,000円

[公布の日の属する月の翌月の初日から施行]

議案第 10号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（指導管理課、くらしの安心推進課）

温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉法の一部が改正され、温泉の採取に係る許可制度が創設されたこと等に伴い、その申請の手数料を定めるものである。

（概要）

区 分	手数料の額	
	単 位	金 額
掘削のための施設等の変更の許可	1 件につき	24,000円
ゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可		24,000円
温泉の採取の許可		35,000円
温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継に係る承認		7,400円
可燃性天然ガスの濃度についての確認		7,400円
温泉の採取のための施設等の変更の許可		24,000円

[平成20年10月1日施行 ほか]

議案第 11号 鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正について（男女共同参画推進課）

鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）の勧告を尊重し、県の男女共同参画推進施策等に苦情があるときの推進員への申出について、申出をした者の氏名、住所等が明らかでない場合でも対応できるよう所要の改正を行うものである。

（概要）

県の男女共同参画推進施策等についての推進員への苦情の申出について、申出者がDV被害者であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。

推進員は、の申出にあっては、その審査の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

男女共同参画を阻害すると認められること等についての知事への申出について、及び同様の措置を講ずる。

県民又は事業者は、知事又は推進員への申出を行うに当たっては、当該申出により第三者の人権が不当に侵害されることのないよう配慮しなければならない。

知事又は推進員は、に違反した申出があったときは、申出に対する対応を行わないものとする。

[公布施行]

議案第 12号 鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（医療政策課）

保健師学校養成所の教育内容の基準が見直され、鳥取県立看護師等養成施設における教育課程の編成が困難となったこと、及び県内における保健師の需要が少ないこと等にかんがみ、鳥取県立看護師等養成施設において保健師を養成しないこととするため、所要の改正を行うものである。

[平成21年4月1日施行 ほか]

議案第13号 天神川流域下水道条例の一部改正について（水・大気環境課）

天神川流域下水道の管理について、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・指定管理者の管理の期間 5年間
- ・指定管理者の選定方法 知事はその候補者を選定する（指名指定）

[平成21年4月1日施行 ほか]

議案第14号 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について（循環型社会推進課）

倉吉市が、本条例に相当する条例（環境美化を目的とし、空き缶等をみだりに投棄することを禁止する条例）を制定し、環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、倉吉市の区域については本条例の規定を適用しないこととするよう、所要の改正を行うものである。

[規則で定める日から施行]

議案第15号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住宅政策課）

県営住宅の一部の団地における水道及び下水道の施設の使用について、当該県営住宅の所在する市町村の条例で定める使用料を県が負担することとし、その負担する額を各住戸の使用水量であん分した額の使用料を知事が入居者から直接徴収できるよう、所要の改正を行うものである。

[平成20年7月1日施行]

議案第16号 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（生産振興課）

鳥取二十世紀梨記念館の管理について、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・指定管理者の管理の期間 5年間
- ・指定管理者の選定方法 公募により候補者を選定する

[平成21年4月1日施行 ほか]

議案第17号 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について（水産課）

境港水産物地方卸売市場の管理について、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・指定管理者の管理の期間 5年間
- ・指定管理者の選定方法 知事はその候補者を選定する（指名指定）

[平成21年4月1日施行 ほか]

議案第18号 鳥取県漁港管理条例の一部改正について（空港港湾課）

境漁港の管理について、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・指定管理者の管理の期間 5年間
- ・指定管理者の選定方法 知事はその候補者を選定する（指名指定）

[平成21年4月1日施行 ほか]

議案第19号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（病院局総務課）

和解の相手方：岩美町 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金180,000円を和解の相手方に支払う。  
医療過誤の概要：平成19年8月2日、鳥取県立中央病院の医師が和解の相手方に対して手術を行った際、腹部に取り付けた左側ドレーンチューブ（排液を体外に出す管）の除去を十分確認しないまま退院させ、後日、当該ドレーンチューブ摘出手術の必要が生じたものである。

議案第20号 専決処分の承認について

(1) 鳥取県税条例等の一部改正について(平成20年3月31日専決)(税務課)

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律の成立に伴い、県民生活等の混乱を回避するため、自動車取得税の免税点の特例措置の期限について所要の改正を行うものである。

(概要) 現行 平成20年3月31日まで 改正後 平成20年5月31日まで

また、地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月1日より後に施行された場合、4月1日から当該施行の日の前日までの自動車取得税の税率及び軽油引取税の税率が本則税率となるよう所要の改正を行う。

(概要)

区 分	本則税率	特例税率
自動車取得税	100分の3	100分の5
軽油引取税	15,000円/キロリットル	32,100円/キロリットル

[平成20年4月1日施行]

(2) 鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正について(平成20年4月30日専決)(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律の成立に伴い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の適用期間等について所要の改正を行うものである。

(概要)

- ・平成20年4月1日から、地方税法等の一部を改正する法律の自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率に係る改正規定の適用される日の前日(現行 同法の施行日の前日)までの間の自動車取得税及び軽油引取税の税率は、本則税率とする。
- ・改正後の鳥取県税条例の規定は、別段の定めがあるものを除き、平成20年4月1日から適用する。

[公布施行]

# 報 告 事 項

## 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

### (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成20年3月28日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等1,117,050円について、平成20年4月から全額返還するまで、毎月10,000円ずつ県に支払うこと。

### (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年4月21日専決)(道路企画課)

和解の相手方：甲 若桜町 個人  
乙 八頭町 個人  
丙 兵庫県加東市 個人  
丁 琴浦町 個人  
戊 鳥取市 個人  
己 鳥取市 個人  
庚 神戸市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金13,650円を和解の相手方甲に、6,825円を乙に、32,075円を丙に、68,836円を丁に、76,550円を戊に、26,800円を己に、21,420円を庚にそれぞれ支払う。(県過失10割)

事故の概要：平成20年2月17日、和解の相手方がそれぞれ、一般国道482号を普通乗用自動車、小型乗用自動車又は軽乗用自動車で行走中、路面の陥没した部分にはまり、それぞれの車両が破損したものである。

### (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年4月22日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、人身損害に対する損害賠償金179,164円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成19年10月9日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)を運転中、前方で停止していた和解の相手方が運転する小型乗用自動車に追突し、和解の相手方が負傷したものである。(物的損害については、県過失10割で和解済)

### (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年4月22日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金203,175円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成20年1月8日、警察本部交通部運転免許課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

### (5) 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について(平成20年4月28日専決)

(景観まちづくり課)

独立行政法人緑資源機構法が廃止されたことに伴い、条例中引用している用語の削除等を行うものである。

[公布施行]

### (6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成20年4月28日専決)

(人権教育課)

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成20年4月28日専決)  
(人権教育課)

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名  
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年5月1日専決)(環境立県推進課)

和解の相手方：兵庫県美方郡香美町 企業  
和解の要旨：県は、損害賠償金798円(県過失1割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成20年2月13日、東部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、左前方より合図を行うことなく転回してきた和解の相手方の職員が運転する和解の相手方所有の小型特種自動車(冷蔵冷凍車)と接触し、双方の車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年5月1日専決)(県土総務課)

和解の相手方：三朝町 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金282,000円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成20年2月17日、中部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車(除雪車)で除雪作業中、後退した際、後方で停止中の和解の相手方が運転する軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年5月1日専決)(県土総務課)

和解の相手方：鳥取市 企業  
和解の要旨：県は、損害賠償金57,369円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成20年2月21日、八頭総合事務所の職員が、公務のため普通特殊自動車(除雪車)で除雪作業中、和解の相手方が設置する電気引込線に接触し、同引込線が破損したものである。

(11) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成20年5月1日専決)  
(人権教育課)

相手方：借受者の連帯保証人 1名  
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(12) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について(平成20年5月2日専決)(住宅政策課)

相手方：県営住宅高草団地ほか6団地 入居者 7名 保証人 2名 連帯保証人 5名  
訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年5月2日専決)(住宅政策課)

和解の相手方：鳥取市 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金30,775円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成20年2月20日、和解の相手方が、県営住宅東浜団地内を軽乗用自動車で行く途中、突然陥没した路面にはまり、同車両が破損したものである。

(14) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金二関スル条例の一部改正について(平成20年5月7日専決)  
(福利厚生室)

株式会社日本政策金融公庫法が制定されたことに伴い、条例中引用している用語の改正を行うものである。  
[平成20年10月1日施行]

(15) 鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について(平成20年5月7日専決)(くらしの安心推進課)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。  
[感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年5月7日専決)(県土総務課)

和解の相手方：三朝町 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金371,616円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成20年2月14日、中部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車(除雪車)で除雪作業中、前方で停止していた和解の相手方が運転する普通乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年5月7日専決)(道路企画課)

和解の相手方：倉吉市 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金8,190円(県過失2割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成20年3月15日、和解の相手方が、一般県道木地山倉吉線を軽乗用自動車で行く中、沿道の店舗に進入しようとした際、歩道の縁石のずれにより生じた段差に衝突し、同車両が破損したものである。

(18) 鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について(平成20年5月7日専決)(道路企画課)

道路法施行令等の一部改正に伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。  
[公布施行]

(19) 鳥取県行政手続条例の一部改正について(平成20年5月8日専決)(県民室)

行政手続法の一部改正に伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。  
[公布施行]

(20) 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について(平成20年5月8日専決)

(指導管理課、福祉保健課)

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、条例中引用している用語の削除等を行うものである。  
[公布施行]

(21) 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について(平成20年5月12日専決)(耕地課)

土地改良法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。  
[公布施行]

(22) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年5月13日専決)(福祉保健課)

和解の相手方：東京都港区 企業  
和解の要旨：県は、損害賠償金112,742円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成20年4月15日、東部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている軽貨物自動車を運転中、運転操作を誤って横断防止柵に衝突し、同車両が破損したものである。

(23) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年5月13日専決)  
(農林総合研究所企画総務部)

和解の相手方：国  
和解の要旨：県は、損害賠償金27,432円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成20年2月5日、農林総合技術研究院(現 農林総合研究所)の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、運転操作を誤って和解の相手方が設置する視線誘導標に接触し、同視線誘導標を破損させたものである。

(24) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年5月13日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：境港市 企業  
和解の要旨：県は、損害賠償金25,263円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成20年2月6日、黒坂警察署の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)を運転中、前方で停止していた和解の相手方が使用する普通特種自動車(清掃車)に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(25) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成20年5月13日専決)  
(人権教育課)

相手方：借受者 1名  
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(26) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成20年5月13日専決)  
(人権教育課)

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名  
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(27) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成20年5月13日専決)  
(人権教育課)

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名  
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

報告第2号 長期継続契約の締結状況について

( 件 数 新規 56件 変更 1件 )